

平成26年12月1日

入学料免除（徴収猶予）申請者 各位

理事・副学長

平成26年10月入学者に係る入学料免除者（徴収猶予者）
の決定について（通知）

このたび、入学料免除者（徴収猶予者）が決定しましたので、お知らせします。
については、下記の窓口で必ず「決定通知書」を受け取ってください。

また、「入学料免除不許可者・半額免除者」及び「入学料徴収猶予申請者」については、別紙のとおり入学料を納入してください。

記

決定通知書交付窓口

◇大学院生・・・研究科等の入学料免除（徴収猶予）担当窓口

※上記の窓口で決定通知書の受領が難しい場合には高等教育推進機構④窓口へ
ご相談ください。

「入学料免除不許可者・半額免除者」及び「入学料徴収猶予申請者」については、下記のとおり入学料を納入してください。

◆入学料免除（徴収猶予）◆

1. 納入方法

- ① 研究科等の入学料担当窓口で「専用の振込用紙」及び「入学料受付証明書はり付け台紙」を受け取る。
- ② 納入期限内に最寄りの金融機関で入学料を振り込み、受付局日附印が押された「入学料受付証明書」を受け取る。
- ③ 「入学料受付証明書」を「入学料受付証明書はり付け台紙」にはり付けて、入学料担当窓口へ提出する。

2. 納入期限

- 免除不許可者・半額免除者

平成26年12月12日（金）

- 徴収猶予許可者

平成27年2月27日（金）

※ 納入期限内に入学料を納入しない場合は「除籍」となりますので、十分注意してください。

3. 納入金額

免除不許可者・徴収猶予申請者	半額免除者
282,000 円	141,000 円

4. 免除不許可者・半額免除者の徴収猶予申請

- 入学料免除申請を行った者のうち、不許可又は半額免除となった者は、**平成26年12月12日（金）**までに徴収猶予の申請ができます。
- 申請後、徴収猶予が許可された場合、**平成27年2月27日（金）**まで入学料の納入が猶予されます。
- 徴収猶予を希望する学生は研究科等の入学料免除担当窓口へ申し出てください。